

総合口座（または定期預金）通帳を使用した自由金利型定期預金（以下「この預金」という。）取引については、別に定める「総合口座（または通帳式定期預金共通）取引規定」によるほか以下により取扱います。

### 1.（支払時期等）

(1) この預金は、継続停止の申出があったときに、満期日以後に支払います。

### 2.（預金利息）

(1) この預金の利息は、付利単位を100円とし、預入日から満期日の前日までの日数および通帳記載の利率（継続後の預金については、継続日における当組合所定の利率。）によって、1年を365日として日割計算します。ただし、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自由金利型2年定期預金」という。）および預入日の3年後の応答日を満期日としたこの預金（以下「自由金利型3年定期預金」という。）については、以下の方法によります。

#### ① 自由金利型2年定期預金の利息

中間利払日に預入日から中間利払日の前日までの日数について、通帳記載の中間利払利率（継続後の自由金利型2年定期預金の中間利払利率は、継続後のその預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）による中間払利息を利息の一部として支払い、満期払利息は満期日に支払います。

#### ② 自由金利型3年定期預金の利息

預入日の1年後の応当日に預入日から預入日の1年後の応当日の前日までの日数について、および預入日の2年後の応答日に預入日の1年後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日数について、通帳記載の中間利払利率（継続後の自由金利型3年定期預金の中間利払利率は、継続後のその預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）による中間払利息を利息の一部として支払い、満期払利息は満期日に支払います。

(2) 継続をする場合のこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法によって、継続日に普通預金に入金または元金に組入れます。ただし、前項により支払う自由金利型2年定期預金および自由金利型3年定期預金の中間払利息と満期払利息については、中間利払日および継続日に普通預金に入金します。

(3) 継続後のこの預金の利息についても、前2項と同様の方法で取扱います。

(4) 継続を停止した場合におけるこの預金の利息は満期日以後に元金とともに支払います。指定された満期日から1か月以内に解約する場合の期日指定定期預金の利息も同様とします。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

(5) この預金を通帳式定期預金共通取引規定7.（1）、（4）および（5）の規定により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、元金とともに支払います。ただし、自由金利型2年定期預金または自由金利型3年定期預金で中間払利息が支払われている場合には、その支払額と期限前解約利息額との差額を清算します。

① 1か月未満 解約日における普通預金の利率

② 1か月以上 約定利率×70%

(6) 前項の利率は金融情勢の変化により変更することがあります。なお、この預金の利率を変更した場合には、新利率は変更日以後に継続される定期預金から適用します。

### 3.（規定の変更）

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

(2022年1月1日改定)